

## 宮城県民会館・宮城県民間非営利活動プラザ複合施設新築設計業務 公募型プロポーザル 評価・選定基準

### I 評価・選定方法

評価は2段階で行う。

第1段階では技術力を評価し、提案書の提出者を5者程度選定する。

第2段階では技術力及び技術提案等を評価し、審議の上、設計候補者及び次点候補者を選定する。

### II 第1段階評価（提案書提出者の選定）

#### 1 評価方法

設計者及び設計事務所の技術力を評価する。

#### 2 評価項目及び配点

評価項目		判断基準		配点	
				内訳	
(1) 資格<設計者>	専門分野の技術資格	主任担当技術者	総合	8	20点 (20%)
			構造	4	
			電気	4	
			機械	4	
(2) 技術力<設計者>	同種業務・類似業務の実績	主任担当技術者	管理技術者	12	40点 (40%)
			総合	10	
			構造	6	
			電気	6	
	CPD推奨単位取得実績	主任担当技術者	管理技術者	6	20点 (20%)
			総合	5	
			構造	3	
			電気	3	
(3) 技術力<事務所>	同種業務・類似業務の実績	主任担当技術者	管理技術者	3	20点 (20%)
			総合	3	
			構造	3	
			電気	3	
合計点				100点	(100%)

(1) 資格<設計者>の評価点

次式によって算定する。

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= \sum (\text{各主任担当技術者の評価点}) \\ &= \sum (\text{配点} \times \text{資格係数}) \end{aligned}$$

資格係数

分担業務分野	業務内容	評価対象技術資格	資格係数
総合	H31国交省告示98号別添一第1項第1号及び第2号で示される設計の種類における「総合」	一級建築士	1.0
構造	同上「構造」	構造設計一級建築士	1.0
		一級建築士	0.5
電気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの	設備設計一級建築士	1.0
		建築設備士又は一級建築士	0.5
機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの	設備設計一級建築士	1.0
		建築設備士又は一級建築士	0.5

(2) 技術力<設計者>の評価点

① 同種業務・類似業務の実績

次式によって算定する。

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= \sum (\text{管理技術者及び各主任担当技術者の評価点}) \\ &= \sum (\text{配点} \times (\text{実績係数A} + \text{実績係数B})) \end{aligned}$$

$$\begin{cases} \text{実績係数A} = 0.7 \times \text{実績Aに係る} (\text{a)業務係数} \times \text{b)立場係数} \\ \text{実績係数B} = 0.3 \times \text{実績Bに係る} (\text{a)業務係数} \times \text{b)立場係数} \end{cases}$$

$$\text{a)業務係数} = \begin{cases} 1.0 \text{ (I)} \\ 0.8 \text{ (II)} \\ 0.5 \text{ (III)} \end{cases}$$

b)立場係数

	過去の実績での立場		
	管理技術者	主任担当技術者	担当技術者
管理技術者の実績評価	1.0	0.8	0.5
主任担当技術者の実績評価	1.0	1.0	0.8

※ 当該実績の分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

※ 照査技術者の立場は、評価の対象とならない。

同種業務・類似業務の実績

下記の用途及び規模を満たす新築・増築・改築の基本・実施設計で、  
平成13年（2001年）4月1日以降に完了し、成果物の引渡が完了した業務。

実績A

用 途	
劇場，音楽堂，文化ホール	

規 模	
I	1,500席以上の固定席を単体で有するもの
II	1,000席以上の固定席を単体で有するもの
III	500席以上の固定席を単体で有するもの

実績B

用 途	
公共施設を含む複合施設※	

※共用部分を有せず、それぞれの用途が独立して運用できるものを除く

規 模	
I	延べ面積10,000㎡以上 かつ 公共施設の専用部分の合計が3,000㎡以上
II	延べ面積5,000㎡以上 かつ 公共施設の専用部分の合計が2,000㎡以上
III	延べ面積3,000㎡以上 かつ 公共施設の専用部分の合計が1,000㎡以上

② CPD推奨単位取得実績

次式によって算定する。

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= \sum (\text{管理技術者及び各主任担当技術者の評価点}) \\ &= \sum (\text{配点} \times \text{CPD係数}) \end{aligned}$$

取得した単位数	CPD係数
推奨単位以上	1.0
推奨単位の3/4以上	0.8
推奨単位の1/2以上	0.5
推奨単位の1/4以上	0.3
推奨単位の1/4未満	0

(3) 技術力<事務所>の評価点

次式によって算定する。

$$\text{評価点} = \text{配点} \times (\text{実績係数 A}' + \text{実績係数 B}')$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{実績係数 A}' = 0.7 \times \text{実績 A に係る } \textcircled{a} \text{業務係数} \\ \text{実績係数 B}' = 0.3 \times \text{実績 B に係る } \textcircled{a} \text{業務係数} \end{array} \right.$$

同種業務・類似業務の実績 : (2) に同じ。

3 順位の決定

2によって評価した合計点の高い者から順位付けを行い、上位5者程度を提案書の提出者として選定する。

III 第2段階評価（設計候補者等の選定）

1 評価方法

技術提案等の内容はコンセプト及び業務実施方針，評価テーマ（5つ）とする。

技術者の能力を直接確認するため，ヒアリングを実施する。

技術力（第1段階での評価）及び技術提案等を評価する。

評価を基に審議の上，設計候補者及び次点候補者を選定する。

2 評価項目及び配点

評価項目		配点	
判断基準		内訳	
第1段階評価合計点 × 0.10		10点 (10%)	
業務の理解度及び取組意欲		5点 (5%)	
業務内容，業務背景，手続の理解及び積極性		5	5点 (5%)
コンセプト及び業務実施方針		10点 (10%)	
基本理念及び基本方針を踏まえた施設整備の考え方，業務への取組体制，設計チームの特徴，利用者ニーズの収集・反映方法，特に重視する設計上の配慮事項等について，的確性，独創性，実現性等を総合的に評価する。		10	10点 (10%)
評価テーマに対する技術提案		75点 (75%)	
各テーマについて，その的確性（与条件との整合性が取れているか等），独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等），実現性（提案内容が理論的に裏付けられており，説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。		課題1	15
		課題2	10
		課題3	25
		課題4	15
		課題5	10
小計		90点 (90%)	
合計（総合評価点）		100点 (100%)	

(1) 総合評価点

各項目について各判定委員が5段階に評価し、次式により総合評価点を算定する。

$$\text{委員ごとの総合評価点} = \text{第1段階評価合計点} \times 0.10 + \sum (\text{各項目の評価} \div 5 \times \text{配点})$$

(2) 順位点

総合評価点の高い者から次表のとおり委員ごとに総合評価点順位を付け、順位点を算定する。

総合評価点順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位以下
順位点	5点	4点	3点	2点	1点	0点

3 設計候補者、次点候補者の選定

- ① 総合評価点順位の1位獲得数がより多い提案者を上位として順位付けを行う。
- ② 1位獲得数が同じ提案者が複数いる場合は、各委員の順位点の合計がより高い提案者を上位とする。
- ③ 順位点の合計も同じ場合は、上位順位の獲得数がより多い提案者を上位とする。
- ④ ②、③も同じ場合は、総合評価点の合計がより高い提案者を上位とする。
- ⑤ 評価を基に委員で審議の上、設計候補者及び次点候補者を選定する。
- ⑥ ただし、総合評価点の平均が60点未満である提案者は、審議の対象としない。